

# 草津第17団

育成会会則

団規定

団規定細則

## 日本ボーイスカウト 草津第17団育成会会則

**第1条 (名称)** 本会は日本ボーイスカウト草津第17団と称する。

**第2条 (目的)** 本会はボーイスカウト日本連盟規程に定める育成会の精神に則り、日本ボーイスカウトの健全な育成に協力し、これを援助することを目的とする。

**第3条 (会員)** 本会の会員は正会員、賛助会員によって構成される。

1. 正会員 - 日本ボーイスカウト草津第17団に属する隊の隊員の保護者、指導者、スカウトOB及び目的の趣旨に賛同する者。
2. スカウトのいる世帯からは少なくとも1名の入会を原則とする。
3. 賛助会員 - 本会の目的に賛意を持ち、随時援助する者。

**第4条 (会費)** 本会の会費は正会員会費、賛助会員会費によって構成される。

1. 正会員会費は年額6,000円とする。ただし1世帯から2名以上の正会員が加盟する場合は2名目以降については会費を免除する。
2. 賛助会員会費は年額1口2,000円(1口以上)とする。
3. 会費は登録の必要性から1月末までに納入する。

**第5条 (会議及び議決)**

1. 総会は本会最高の協議機関であり、毎年1回を原則とする。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2. 総会は次の事項を付議しなければならない。
  - (ア) 前年度事業報告、及び決算の報告、ならびに会計監査報告とその承認。
  - (イ) 新年度の事業及び予算の決定。
  - (ウ) 団委員の選出。
  - (エ) 会則の変更。
  - (オ) その他。
3. 総会及び役員会は会長が召集し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の時は議長の決するところとする。

**第6条 (役員)** ①は役員会において会員中より選出し、翌年度総会において承認を得るものとする。②は会長が委託する。③④⑤は会長が副会長に諮問し委託する。⑥は総会において会員中より選出する。

- ① 会長 1名 : 会務を統理し、本会を代表する。
- ② 副会長 若干名 : 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。  
理事 若干名 : 団(隊)の企画、事業を理解し、これを担当する。
- ③ 庶務委員 1~2名 : 本会の庶務的事務、及び団との連絡に当たる。(団庶務兼任)
- ④ 会計委員 1~2名 : 本会の経理を担当する。(団会計「財政」兼任)
- ⑤ 会計監査 2名 : 本会・団会計を監査する。
- ⑥ その他役員 : 本会に顧問、相談役等をおくことができる。顧問、相談役等は役員会に諮問し、会長が委託する。

**第7条 (役員の仕事)**

1. 役員の仕事は1年とする。ただし再任はさまたげない。役員の仕事中に欠員が生じた時は補充することができる。
2. 育成会会長は日本連盟、滋賀連盟に登録するものとしその登録諸費は団が負担する。それ以外に登録を希望する会員の登録諸費は自己負担を原則とする。

**第8条 (会計)**

1. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入によってあてる。

**第9条 (付則)**

1. 本会則は平成3年2月11日制定
2. 本会則は平成15年10月15日、パソコンで再編集。(当初、ワープロにて作成)
3. 本会則は平成23年9月11日、総会にて改定。
4. 本会則は平成30年3月25日の総会で承認後、平成31年度(第29期)より施行する。

# 日本ボーイスカウト草津第17団 団規定

## 第1条（総則）

1. 本団は日本ボーイスカウト草津第17団と称する。
2. 本団は団本部を滋賀県草津市野村6丁目11-28、梅影義明邸に置く。
3. ボーイスカウト日本連盟の諸規程に従い、社会奉仕活動と野外活動を通じて青少年の品格の陶冶、及び国際友情精神の増進を図り、その健全育成に資することを目的とする。
4. 本団は日本連盟規程に従い運営するものとする。
5. 本団のカラーはダークグリーン色とする。
6. 本団は賛助会員及び正会員からなる育成会によって維持する。
7. 本団の通常の運営は、団委員会及び各隊指導者によって行う。

## 第2条（団の政治的活動の禁止）

1. 団はいかなる政治団体に対しても、これを支持せず、また制約も受けない。また、団を政治目的のために利用することを許さない。
2. ボーイスカウトの制服を着用し、政治的会合、活動に加わってはならない。

## 第3条（宗教活動）

1. 加盟員は明確な信仰をもつことを奨励する。

## 第4条（構成）

1. 本団の団委員及び各隊指導者は、ボーイスカウト精神に則り、品性を重んじ、隊員とその保護者の信を託すに足り、社会の信望に応えなければならない。
2. 団委員は育成会により委託される。
3. 団委員長は団委員の互選による。各隊指導者は団委員会により委託される。

## 第5条（隊員）

1. 本団の団員として入団できるものは、保護者がボーイスカウト運動を理解して、入団の同意をしたもの。
2. 隊の活動に自発的に参加し、「ちかい」（ボーイ隊以上）「やくそく」（カブ隊、ビーバー隊）の実践を誓えるもの。保護者が入団金、隊費が納入でき、保護者会に出席できること。

## 第6条

1. 本団は育成会によって維持され、運営は団委員会が担当し、隊員の訓練、指導は団会議のメンバーが担当する。

## 第7条（入団金、年会費）

1. 年会費は登録諸費と活動費で構成する。登録諸費は日本連盟、滋賀連盟の定める費用の合計による。  
BVS～VS : 登録諸費+6,400円  
RS : 登録諸費+2,200円
2. スカウトの入団金（初年度会費）は登録諸費+3,900円とする。入団月による日割り計算はしない。入団を許可されたものは、入団金を指定の口座に納入する。入団金はその後の上進によって再徴収されることはない。但し、入団金はいかなる理由があっても返還されることはない。
3. スカウトが休会を申し出た場合、その妥当性を団委員会で協議する。休会が承認されたスカウトの年会費は登録諸費と同等額とする。

## 第8条（会計則）

1. 育成会及び団の財政は、スカウト教育及び関係者の研修のために適用されるもので、その目的は基を一にするため、その会計は合併して処理する。
2. 育成会及び団の会計（以下本会計）の運用に関しては、団委員会が責任を持つ。
3. 本会計の収入源は次の通りとする。  
（ア）育成会費  
（イ）入団金、年会費  
（ウ）助成金、補助金、寄付金  
（エ）活動収入  
（オ）預金利子等雑収入

4. 育成会会長、団委員長、各隊指導者および団が必要と認めた委員の登録諸費は団が負担する。
5. 育成会、団及び各隊の経費は前項の収入により支弁することを原則とするが、予算外の支出を要する場合は団委員会で協議し決定する。
6. 本会計の支出に当たっては、支払い先の領収書を必要とする。但し、やむを得ず領収書が得られない場合は団委員長の承認する書類をもってこれに代えることができる。
7. 本会計に関する帳簿、書類は3年間保存することを要する。

#### **第9条（付則）**

1. この規定に疑義または、定めない事項が生じた時は、団委員会で議決し、速やかに育成会役員、保護者に報告する義務を有する。
2. 本会則は平成3年2月11日制定
3. 本会則は平成15年10月15日、パソコンで再編集。（当初、ワープロにて作成）
4. 本会則は平成23年9月11日に改定。改定日に育成会役員、保護者に報告
5. 本会則は平成30年3月25日の総会で承認後、平成31年度（第29期）より施行する。

# 日本ボーイスカウト草津第17団 団規定細則

## 第1条（慶弔贈呈金）

1. 結婚祝い金  
スカウト及び指導者が結婚する時は結婚祝い金として5,000円を贈る。
2. 弔慰金  
育成会員及び団内において、逝去者のあったときは、次の通り弔慰金を贈る。  

育成会員	3,000円
スカウト及び指導者	5,000円
3. 功労感謝金、餞別金  
慶弔金のほかに特に功労のあった会員又は団員については功労感謝金、餞別金を贈ることができる。
4. 見舞金（品）  
会員、団員がスカウト活動中に発病もしくは、疾病し、入院または治療日数7日以上の際は3,000円相当の見舞金（品）を贈る。

**第2条（制服費）** 隊長、副長、副長補の役務を委託した時は、指導者として制服を着用するものとし、新調した者に対して経費の3分の1相当の金額を補助する。但し、学生に対しては全額とする。

制服： 制帽、チーフ、上着、ズボン

## 第3条（旅費、交通費）

1. 育成会、団、隊の関係者が団委員会、団会議の要請により地区、県連、日連の講習会、研修会等に参加する時は下記表に準じて費用の一部を補助する。

地区、県連、日連イベント		補助金額	補足
宿泊を伴う場合	WB 研修所、実修所	・指導者・スタッフ 参加費の 1/2	10,000円を上限とする
	WSJ, NSJ		
	県キャンポリー		
	その他上記に準ずるイベント		
日帰り	安全セミナー	・参加費の 1/2	2,000円を上限とする
	BS 講習会		
	その他上記に準ずるイベント		

2. 団からの要請により車両を使用した場合下記の費用を補助する。  
 (ア) 通行料、駐車料は全額  
 (イ) ガソリン代は実費相当とする
3. その他多額の費用を要する場合は、団委員会、団会議で協議の上、支給額を決定する。

## 第4条（細則の取扱い）

1. 団規定細則の運用については団委員会で年度毎に定める。
2. 本会則は平成15年10月15日、パソコンで再編集。（当初、ワープロにて作成）
3. 本会則細則は平成23年9月11日に育成会役員、保護者に報告。
4. 本会則細則は平成30年3月25日の総会で承認後、平成31年度（第29期）より施行する。